

交通事故等で健康保険を使うときは 建設国保への届け出が必要です！

交通事故など第三者が原因によりケガをして、健康保険（保険証）を使って治療を受けるときは、建設国保への「第三者行為による被害届」の届け出が必要となります。

過失割合に
関係なく届け出
が必要です！



届け出が必要な場合は…

- 相手方がいる交通事故に遭ったとき
- 事故車に同乗していたとき
- 他人の飼っている動物に咬まれてケガをしたとき
- など



なぜ届け出が
必要な？

本来加害者が支払うべき治療費を建設国保が
立て替えて医療機関に支払っています。
建設国保が加害者（損害保険会社）に立て替
えた治療費を請求するためには届け出が必要
となります。



提出書類は…

- ①第三者行為による被害届
- ②事故発生状況報告書
- ③念書
- ④交通事故証明書（原本）



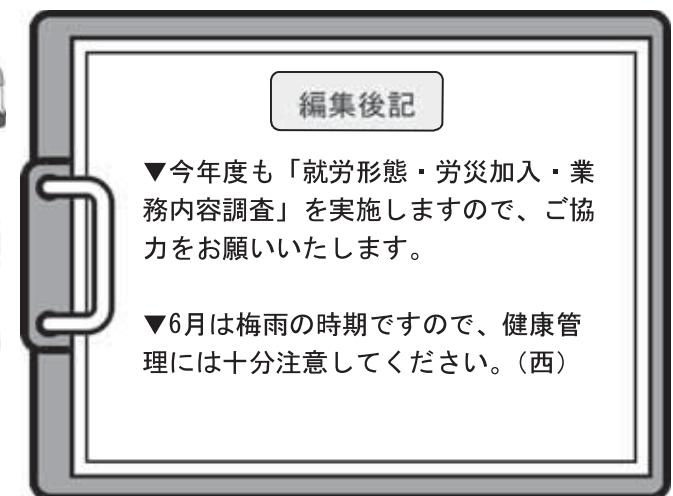
提出は所属の組合
(支部)にお願いします。

インフルエンザ予防接種補助金
申請は行いましたか？

申請していない方は、領収書（原本）と接
種済証明書または母子手帳（写し）で申請で
きます。

※資格取得後6ヶ月以上経過した方が対象と
なります。

わからないことがありましたら、建設国保
組合（023-666-7727）までお問い合わせくだ
さい。



私たちのこくほ

健康の広場

山形県建設国民健康保険組合
山形市北町三丁目1番7号
TEL 023 (666) 7727
FAX 023 (681) 6607
E-mail y-kokuho@sea.plala.or.jp

「就労形態・労災加入・業務内容」 について

建設国保組合は、母体の建設労働組合に加入する建設職人とその家族が加入する国保組合ですので、建設業以外の方が組合員となって加入することはできません。

しかしながら、一部の建設国保組合が異業種の方を故意に加入させ、国庫補助金を多く受け取っていたことが明るみになり、厚生労働省は、すべての国保組合に組合員の加入資格について徹底調査するよう指示を出しました。

また、国保組合の財政の一部は、国からの国庫補助金でまかなわれていますが、健康保険適用除外の承認を受けた事業所の事業主・役員・従業員への国庫補助金の割合は、他の一般被保険者の約半分とかなり低くなっているため、厚生労働省や会計検査院は、国保組合に過分に補助をしていないかどうか、定期的に厳しく調査しており、実際に他県では多額の補助金を返還することになった国保組合もあります。

そこで、今年度も下記の調査を実施します。



1. 全組合員より就労形態・労災加入・業務内容申告書を提出いただきます。

提出時期は、例年どおり被保険者証の切り替え時（8月）としま
す。また、必要に応じて、「建設業に従事する者であることを証明す
る書類」の追加提出をお願いする場合があります。

2. 該当する健康保険適用除外事業所すべてに「標準報酬月額決定通知
書」を提出いただきます。提出時期は、9月の定時決定後の10月
頃とする予定です。

調査の詳細については、所属する組合（国保組合支部）を通し、改めて通知しま
す。私たちの建設国保組合を守るために重要な調査となりますので、皆様のご理解
とご協力をよろしくお願い申し上げます。



平成27年10月～

個人番号 (マイナンバー) 通知カードが 届きます

平成27年10月より、一人一人に12桁の個人番号（マイナンバー）が記載された通知カードが市町村から届きます。

平成28年1月以降は、保険証や給付金の手続きだけではなく、税申告などにも個人番号が必要となりますので、なくさないよう大切に保管してください。

※個人番号は市町村から住民票の住所に通知されます。住民票と異なるところにお住まいの方は、市町村窓口で住所変更などの手続きを行う必要があります。また、住所変更した場合は変更の届け出をお願いします。

※国保組合でも個人番号制度の利用が義務付けられます。個人番号の提供をお願いする際は、ご協力ををお願いいたします。

保険証は正しく使いましょう！



医療費や国民健康保険の給付金(高額療養費・出産育児一時金・療養費など)は、加入されている組合員とその家族での負担している保険料と国からの補助金でまかなわれています。

国民健康保険の仕組みを理解し、保険証(国民健康保険証)を正しく使いましょう。

◇医療機関を受診する際には、必ず保険証を提示しましょう。

月の途中で保険証に変更があったときは、医療機関に必ず新しい保険証を提示してください。なお、70～74歳の方は「高齢受給者証」も一緒に提示してください。

◇保険証は、資格喪失日以降は無効となり使用できません。

資格喪失日以降、保険証は無効となります。無効となった保険証を使用して医療機関を受診した場合は、本組合が負担した医療費（7または8割分）の返還請求をさせていただくことがあります。資格喪失日以降は、速やかに保険証を返還しましょう。（返還した医療費は新しい保険者に療養費として申請を行えば、支払相当額が戻ります。）

資格変更等は14日以内に届出ましょう

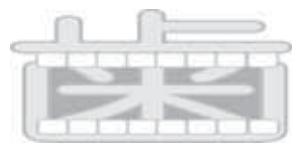
全身の健康は、歯の健康から！

当国保組合の平成26年5月診療分において病気の件数が一番多いのが、歯の病気2,534件です。「全身の健康は歯の健康から」と言われるように、肥満や生活習慣病の予防のためには、バランスよく食べることが重要です。そのためには、健康な歯が必要不可欠です。健康的な食生活を維持するためには、80歳になっても自分の歯を20本以上保つ事(8020運動：健康日本21より)が推奨されています。また、「60歳で自分の歯を24本以上保つこと」「40歳で自分の歯をすべて保つこと」も提倡されています。歯を失う原因のほとんどは、むし歯や歯周病によるものです。中でも、歯周病は糖尿病や心臓病と深くかかわっており、全身の健康に悪影響を及ぼします。歯の健康をいつまでも保つことは、からだ全体の健康を守ることにもつながります。

虫歯＆歯周病から大事な歯を守りましょう

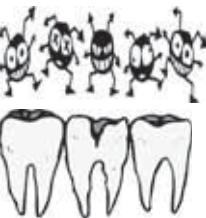
【歯を失う二大原因、虫歯と歯周病】

歯がなくなる大きな原因是、虫歯と歯周病です。
虫歯と歯周病は、病原菌の種類のほか、病気の成り立ちが異なります。



虫歯とは？

歯についた虫歯菌がそのまま放置されることによって徐々に歯の表面がとかされる。



歯周病とは？

歯と歯肉の間にプラーク(歯垢)がたまり、歯肉が炎症を起こし(歯肉炎)、次第に炎症がひどくなつて歯の骨(歯槽骨)までとかし、やがて歯が抜ける。



歯を守る生活習慣アドバイスのまとめ

自己チェック

こんな症状ありませんか？

- 朝起きた時に、口の中がネバネバする
- 歯みがきのときに出血する
- 硬い物が噛みにくい
- 口臭が気になる
- 歯肉がときどき腫れる
- 歯肉が下がって、歯と歯の間にすきまがてきた

1. 食後20分以内に歯を磨く
とにかく毎食後なるべくしっかり、歯をみがきます。
1回につき3分以上かけてていねいに磨く。外出先で、磨けないときは、せめてうがいをしましょう。



2. 両方の歯でかむ

かまない方の歯にはプラークがたまりやすい。

3. 規則正しい食生活

不規則な飲食はやめ、栄養バランスの整った食生活を心掛けます。



4. やわらかいものばかり食べない

硬いものはプラークをつくりにくい。歯やあごを鍛える効果もあります。

5. 定期的に歯科医へ通う

自覚症状がなくても、定期的に歯科医へ通い、歯の健康管理をしてもらう。

※ひとつでも該当するものがあれば、歯の病気が疑われます。歯科医に相談しましょう